

前橋市営納骨堂条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(使用許可)</u> 第4条 省略 2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をするに当たっては、納骨堂の管理上必要な条件を付することができる。 <u>(使用期間)</u> 第5条 納骨堂に焼骨を収蔵することができる期間(以下「使用期間」という。)は、使用許可を受けた日から5年とする。 <u>(使用料)</u> 第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、納骨堂に焼骨を納める際、使用料として焼骨1体につき5,500円(本市の市民でない者が委託する場合は8,240円)を市に納付しなければならない。ただし、市長において必要があると認めるときは、これを減免することができる。 2 納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。 <u>(使用許可の取消し)</u> 第7条 市長は、使用者が使用許可の条件に違反したときその他納骨堂の管理上支障があると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。 <u>(焼骨の引取り)</u> 第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく納めた焼骨を引き取らなければならない。 (1) 使用期間が満了したとき。 (2) 納骨堂を使用する必要がなくなったとき。 (3) 前条の規定により、使用許可が取り消されたとき。 <u>(焼骨の改葬)</u> 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、収蔵されている焼骨を市長が別に定める場所に改葬することができる。 (1) 使用者が使用期間の満了後1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。 (2) 第7条の規定により使用許可を取り消された者が、当該取消しの日から1年を経過しても焼骨を引き取らないとき。 (3) 納骨堂の管理上必要があると認められるとき。 <u>(焼骨の返還)</u>	<u>(収蔵の許可)</u> 第4条 省略 <u>(使用料)</u> 第5条 納骨堂に焼骨を納める場合は、使用料として焼骨1体につき5,500円(本市の市民でない者が委託する場合は8,240円)を市に納付しなければならない。ただし、市長において必要があると認めるときは、これを減免することができる。 <u>(焼骨の返還)</u> 第6条 納骨堂に納めた焼骨は、改葬の許可を得た場合のほか、これを返還しない。

第10条 前条の規定により改葬した焼骨は、返還
しない。

(納骨簿等の備付け)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

(納骨簿等の備付け)

第7条 省略

(委任)

第8条 省略